

平成23年度 横浜国立大学大学院国際社会科学研究所
専門職学位課程 法曹実務専攻（法科大学院）

法学既修者認定試験問題

刑 法

配点 100点

時間 90分

※ 試験開始の合図があるまで、
この問題冊子の中を見ないこと。

○既修者認定試験 刑法 (2011年度入学者用)

問題 1

名誉毀損罪における真実証明の錯誤について、それを直接、扱っている 1969 年の最高裁大法廷判決（「夕刊和歌山事件」最大判昭 44 年 6 月 25 日刑集 23 卷 7 号 975 頁、以下「本判決」と引用してよい）の事案の概要とその判旨の内容を説明した上で、本判決と同様の事例が、かりに現在、最高裁で扱われたとすれば、本判決以降に出されている諸判例との関係から、どのような論理と結論になりうると考えられるか、論じなさい。なおその際には、以下の参考判例に言及すること。参考判例については、「判例①」「判例②」のように引用してよい（配点 50 点）。

参考判例

- ①百円チラシ事件（最決昭 62 年 7 月 16 日刑集 41 卷 5 号 237 頁）
- ②公衆浴場無許可営業事件（最判平元年 7 月 18 日刑集 43 卷 7 号 752 頁）

問題 2

X、Y とが相諮って、被害者 A に対して暴行・傷害を加えることを合意し、ある日、同一の場所で、ほぼ同時にそれぞれが刃物で A に切りつける行為を加えた。なおその際に、A を殺害するまでのことはしないことが合意の内容であったが、X はひそかに A に対して殺意を抱いており、また当該加害行為の時点でもその意思を継続していたが、X はその点を Y に伝えず、また Y も X の殺意を窺い知ることはできなかった。X と Y の加害行為後 A は、死亡したが、その際の致命傷が、

- ①X の切りつけ行為によるものであった場合、
- ②Y の切りつけ行為によるものであった場合、
- ③A の死亡原因の致命傷は 1 つであったが、それが X の切りつけ行為なのか、Y の切りつけ行為なのかのいずれによるかが明らかでなかった場合、
- ④A の致命傷は 2 つであり、その 2 つの傷は、それぞれ X と Y とによるものであったが、そのうち 1 つの傷であっても、A は死亡するようなものであった場合

のそれぞれについて、X と Y の罪責について論ぜよ。その際には、自らの見解の論理を明確に示すとともに、これに関連すると思われる諸判例にも言及し、その関連判例の判例理論からの帰結とそれについての論評も含めること（配点 50 点）。